グッドスキルマーク事業実施要領

第１章 総則

１．本事業の目的

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク事業（以下「グッドスキルマーク事業」という。）は、グッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活きた付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とする。

このため、グッドスキルマーク事業の実施にあたり、グッドスキルマーク事業実施要領を定めるものとする。

２．ロゴマークの名称

一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマークの名称は「グッドスキルマーク」とする。

３．グッドスキルマーク事業の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク事業の対象とする。

① 技能検定職種による技能と関係のある製品等であること。

② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること。

③ 製作が手工業的な手法で行われる製品等であること。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合、及びグッドスキルマークの表示自体が困難である役務の提供の場合については対象としないこととする。

なお、製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であることとすることができる。

４．グッドスキルマークを付与することが可能な製品等について

一級技能士等が製作したことを証明するグッドスキルマークの付与を認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）は、上記３．の①～③のすべてに該当し、かつ、第３章の手続きにより認証を受け、下記５．(1)に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長から認定されたものに限られる。

５．グッドスキルマーク事業の運営体制

(1) 事務局

グッドスキルマーク事業は、厚生労働省委託事業である「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）の受託者に置かれる中央技能振興センター（以下「センター」という。）が実施し、その事務を実施するため、センターに事務局を置き、事務局長にはセンター長が就任する。

事務局長は、下記(2)の諮問機関の運営に係る規程を整備するとともに、諮問機関の意見を踏まえグッドスキルマーク事業の運営に必要と認める事項を定めるものとする。

また、事務局長は第３章の手続きにより認証された製品等について、グッドスキルマークの付与について認定するものとする。

(2)　諮問機関

グッドスキルマーク事業の適正な運営を図るため、事務局長の諮問機関として「グッドスキルマーク検討・選考委員会」（以下「検討・選考委員会」という。）、及び「グッドスキルマーク審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

６．検討・選考委員会及び審査委員会

(1)　検討・選考委員会

検討・選考委員会の委員は、人材育成に造詣が深い有識者、意匠に造詣が深い有識者・デザイナー及び厚生労働省担当者等により構成され、事務局長が任命する。

検討・選考委員会は、事務局長がグッドスキルマーク事業の運営に必要と認める事項（諮問機関の運営に係る規程の整備を除く）について、調査、審議するとともに、グッドスキルマークデザインについて選定するものとする。

(2)　審査委員会

審査委員会の委員は商標等に詳しい有識者等で構成され、事務局長が任命する。

審査委員会は、グッドスキルマークの付与に関して公募を行うにあたり、募集要項について審議するものとする。

審査委員会は、第３章の手続きによりグッドスキルマークの付与を希望し、申請を行う製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）に対して、事務局長の諮問に基づき、申請内容に係る審査、認証を行う。

審査委員会は申請件数に応じて定期的に開催する。

第２章　グッドスキルマーク事業の運営に必要な事項の策定等

１．グッドスキルマーク事業実施要領の策定について

事務局長は「グッドスキルマーク事業実施要領」を策定するにあたっては、検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告するものとする。

事務局長は当該報告を踏まえて「グッドスキルマーク事業実施要領」の策定を行う。

２．一級技能士等関与製品等の証明方法の策定について

事務局長は「一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与のうえ製作した製品等であることの証明方法」（以下「一級技能士等関与製品等の証明方法」という。）を策定するにあたっては、検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は事務局長から諮問があった場合には、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告を踏まえて「一級技能士等関与製品等の証明方法」の策定を行う。

３．グッドスキルマーク使用規程の策定について

事務局長は「グッドスキルマーク使用規程」を策定するにあたっては検討・選考委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

検討・選考委員会は、事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告に基づいて「グッドスキルマーク使用規程」の策定を行う。

４．募集要項の策定について

事務局長は「グッドスキルマークの付与を希望する事業者等の募集要項」（以下「募集要項」

という。）を策定し、グッドスキルマークの付与を希望する事業者等について公募を行う場合には、審査委員会に対して、その内容が適切か諮問しなくてはならない。

審査委員会は、事務局長から諮問があった場合は、その内容について審議を行い、審議結果について事務局長に報告する。

事務局長は当該報告に基づいて、募集要項を策定し、グッドスキルマークの付与を希望する事業者等を公募するものとする。

５．グッドスキルマーク事業実施要領等の公表について

検討・選考委員会の意見を踏まえて事務局長が策定したグッドスキルマーク事業実施要領、一級技能士等関与製品等の証明方法、グッドスキルマーク使用規程及び募集要項については、事務局のホームページなどで広く一般に公表することとする。

６．その他

事務局長は、グッドスキルマーク事業実施要領、一級技能士等関与製品等の証明方法、グッドスキルマーク使用規程及び募集要項については、消費者、第三者等から要望があり、合理的な理由があると認められる場合には、必要に応じて諮問機関に対し、内容の見直しを諮問し、改正することができる。

第３章 審査委員会における審査事項

１．グッドスキルマーク申請製品等の審査

審査委員会は、正式な手続きを経て申請されたグッドスキルマーク申請製品等に対して、事務局長が諮問した場合には、申請の内容が認定に足るものであることを確認するための審査を行い、当該申請内容の認証の可否について事務局長に報告する。

事務局長は、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの付与について、認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマークの付与を認定された事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対してはグッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（以下「認定通知書」という。）及びグッドスキルマーク認定証（以下「認定証」という。）を送付する。否認された事業者等に対してはグッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書を送付する。

また、グッドスキルマークの付与が認定された製品等については、事務局のホームページなどで広く一般に公表する。

２．認定要件

事務局長は、下記３．に定める必要な手続きを経て、次の要件を満たしているとして審査委員会に認証された製品等については、グッドスキルマークの付与を認定するものとする。

① 申請された製品等が、第２章の２．に規定する一級技能士等関与製品等の証明方法に基づき、一級技能士等が関与する製品であると審査委員会において証明された製品であること。

② 申請された製品等の製作者およびその製品の製作に携わった者が、製作の過程において関係する種々の法規、条例等を遵守していること。

③ 申請された製品等の品質および安全性が、関連する法規、基準、規格などに合致していること。

ただし、上記の要件を満たした製品等であっても、審査委員会が当該製品等の製作の過程等において何らかの問題があると判断した場合は、認証しないことがある。

３．グッドスキルマークの付与に係る申請手続き

グッドスキルマークの付与のための申請手続きは、以下のとおり。

(1) 事務局長は、期間を定めてグッドスキルマークの付与を希望する事業者等を公募することが

できる。

(2)　所属する一級技能士等が現に製品等を製作している事業者等は、公募の期間中に、別途定められた申請様式に基づき、事務局長に対してグッドスキルマークの認定を受けるための申請を行うことができる。

ただし、認定に必要な所定の書類の提出がない場合であって、事務局長が提出を求めたにも関わらず提出がない場合、又は認定要件を満たさず、審査委員会において認証されなかった製品等が同様の内容で再び申請を行う場合、事務局長は当該申請を却下することができる。

(3)　事務局長は、(2)により申請のあった事業者等に対し、必要に応じて期限を定めて認定要件確認のためのその他の報告書又は書類等の提出等を求めることができる。

事務局長が提出を求めたにも関わらず当該必要書類の提出がない場合、事務局長は当該申請を否認することができる。

(4)　事務局長は、(2)の申込みを受けた製品等について、定期的に審査委員会を開催し、審査を行う。

４．グッドスキルマーク付与の有効期間

グッドスキルマークの付与については、認定通知書の発信日から起算して10年間を有効期間とする。

第４章 グッドスキルマークの使用

１．グッドスキルマークの使用契約

グッドスキルマーク認定製品等としてグッドスキルマークを使用するにあたっては、認定事業者等は事務局長と使用契約を締結する。

認定事業者は使用契約書とともに、認定通知書及び認定証を上記第３章の４．の有効期間中、厳重な管理の下に保管するものとする。

２．グッドスキルマーク使用規程

グッドスキルマーク認定製品等としてグッドスキルマークを使用するにあたっては、第２章３．の手続きを経て定められた「グッドスキルマーク使用規程」を遵守するものとする。

３．グッドスキルマーク使用契約の解除等

事務局長は、下記４．(1)～(8)に該当する場合、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができる。

また、グッドスキルマーク認定製品等としての認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、事務局長は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止または取消等を行うことがある。

具体的には、下記４．(1)、(2)に該当する場合には、ただちにグッドスキルマークの使用を停止するので、一級技能士等の関与等が確認されるまでの間、グッドスキルマークを使用しないこと。

下記４．(1)、(2)に該当し一級技能士等の関与等が確認できなかった場合であって、是正の求めに応じない場合又は是正不能である場合には、グッドスキルマークの付与に係る契約を解除し、契約解除の原因となった理由に該当することとなった日以降、使用されたグッドスキルマークは無効とする。

また、下記４．(3)～(5)に該当する場合には、グッドスキルマークの付与に係る契約を解除し、契約解除の原因となった理由に該当することとなった日以降、使用されたグッドスキルマークは無効とする。

このため、下記４．の(1)～(5)に該当することとなった場合、グッドスキルマークを付与された事業者等は速やかに事務局長に届け出るものとする。

下記４．(6)、(7)に該当することが判明した場合には、認定日に遡って認定を取り消すものとし、以降、当該事業者等からの申請は受け付けない。

下記４．(8)に該当する場合には、その態様によって、下記４．(1)～(7)と同様に取扱うものとする。

４．グッドスキルマークの使用停止、契約解除及び取消事由

(1)　申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、手工業的に製作されたものであるか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合

(2)　申請時点と異なる形状、品質であって、手工業的に製作されたものか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合

(3)　申請時点と製造工程や製造方法、手工業的な手法に変更はなくとも、その製品等の製造の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合

(4)　会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などグッドスキルマークの付与について申請した事業者等とは異なる事業者が、その製品等の製造に携わることとなった場合

(5)　法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合

(6)　虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たさなくなった場合

(7)　不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマークが認定された製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマークの付与の対象となった製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが付与されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間に、グッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

(8)　その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

５．グッドスキルマークの返納について

上記３．に基づき、グッドスキルマークの使用契約が解除された場合又は認定が取消された場合、認定事業者等はただちに認定通知書を事務局に返納しなくてはならない。

また、認定事業者等が、上記第３章４．の有効期間中にあっても、自主的に認定通知書又は認定証を返納し、以後グッドスキルマークの使用をしないことを妨げない。

第５章 その他

グッドスキルマーク事業実施要領に定めのない事項については、別途事務局長が定めるものとする。

なお、グッドスキルマーク事業実施要領の内容に疑義が生じた場合は、検討･選考委員会委員、厚生労働省担当者等と必要な調整を行ったうえで、適宜、事務局長が判断することとする。

また、商標権の侵害等に対しては、厚生労働省担当者と協議し、認定を行った事務局長を代理人として必要な措置をとるものとする。

附則

本実施要領は平成29年３月29日から施行する

平成29年９月　日　一部改正

グッドスキルマーク使用規程

第１条（目的）
　この規程は、グッドスキルマーク事業実施要領（以下「実施要領」という。）第２章３．に基づき、グッドスキルマークを使用するにあたって必要な事項を定める。

第２条（グッドスキルマークの使用）
　グッドスキルマークの付与を認められた製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）は、実施要領第３章の４．に規定するグッドスキルマークの有効期間中、グッドスキルマークを使用することができる。
　なお、グッドスキルマークの使用を認められた事業者等（以下「認定事業者」という）はその製品等の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でグッドスキルマークの趣旨などを紹介することにより、一級技能士等が製作する製品等に対する消費者の理解を深めるよう努めるものとする。

第３条（グッドスキルマーク使用契約の締結）
　認定事業者は、中央技能振興センターに設けられるグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という）の長（以下「事務局長」という。）との間で使用契約を締結する。
　グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（以下「認定通知書」という。）の発信日の翌日から起算して60日以内にこの契約を締結するものとする。契約締結日は、認定通知書の発信日となる。

第４条（グッドスキルマーク認定の有効期間）
　グッドスキルマーク認定の有効期間は、実施要領第４章の４．に規定する理由により、使用期間の途中でのグッドスキルマーク認定製品等の取消しや使用契約の解除等がない限り、認定通知書の発信日から10年間とする。

第５条（不当な表示などの回避）
　グッドスキルマーク認定製品等の広告などにあたっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、関係法令に違反する場合、消費者に誤解を与えるような表示または表現を行ったと認められる場合には、実施要領第４章の３．の規定に基づき使用契約の解除等が有り得ることに留意すること。

第６条（グッドスキルマーク使用状況などの調査）
　事務局は、グッドスキルマーク事業の適正な実施を図るため、グッドスキルマーク使用者に対し、グッドスキルマークの使用状況、グッドスキルマーク製品等の製造販売状況、グッドスキルマーク製品の販売実績等について報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがある。

第７条（グッドスキルマーク認定の取消しなど）
　グッドスキルマークの認定を受けるための申請内容に虚偽があった場合、グッドスキルマークが不正に使用された場合等、実施要領第４章の４．に規定する理由に該当する場合には、グッドスキルマーク認定製品等の認定の取消し等必要な措置をとることがある。グッドスキルマークの使用停止又はグッドスキルマーク認定製品の認定が取り消されたときは、グッドスキルマーク認定の有効期間中であっても、使用停止日以降使用停止が解除されるまでグッドスキルマークの使用ができないこと、又、認定取消し日をもってグッドスキルマーク使用契約は解除され、解除日以降にグッドスキルマークを使用することはできない。

附　則
本使用規程の改定は、運営委員会の審議を経たうえで事務局が行うものとする。
平成29年３月29日　制定施行
平成29年９月　　日　一部改正

一級技能士等関与製品の証明方法

「グッドスキルマーク事業実施要領」第２章２．に規定する「一級技能士等が製品の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品であることの証明方法」については、下記の項目を全て満たした提出物を提出することにより証明する方法とする。

記

１．技能検定の特級・一級・単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）本人の該当職種の技能検定合格証書の写し及び当該一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等

→　一級技能士等が実在、在籍する旨の確認

２．グッドスキルマークの認定を受けるための申請を行う製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）の画像

→　グッドスキルマーク申請製品等が申請者が製作する実在のものであることの確認

３．１．で証明した一級技能士等が製品の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品である旨の申告書（自署のものに限る。様式は別途定めることとする。）

→　１、２．に関して虚偽の報告では無い旨の確認

この他、事務局長は申請者（認定申請を行った事業所又は一級技能士等）に対して、提出の期限を定めて、別途追加で必要な書類等の提出を依頼することができる。

なお、事務局長は、一級技能士等の関与が疑わしい場合等、グッドスキルマークの付与について認定できない可能性がある場合には、グッドスキルマーク申請製品等の製作工程について一級技能士等が関与すること等が確認できるまでの間、認定を保留することができる。

グッドスキルマークの付与を希望する事業者等の募集要項（平成 29 年度）

１．グッドスキルマークの目的・概要

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）は、グッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活きた付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とします。

２．グッドスキルマークを付与することが可能な製品等

(1) グッドスキルマークを付与することが可能な製品等は、４．の①～③すべてに該当し、かつ３．(1)に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）から認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に限られます。

(2) グッドスキルマーク認定製品等がグッドスキルマークを表示することが可能な期間は認定を受けてから 10 年間です。

３．グッドスキルマーク審査・認定業務実施体制

(1) 厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）の受託者に置かれる中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、本事業を実施するための事務局を置き、グッドスキルマーク付与の対象となる製品等に係る申請様式等申請書類等一式（以下「申請書類一式」という。）に係る確認、認定行為、及び認定通知書の交付等の業務を行います。

(2) 委託事業の受託者に置かれる地域技能振興コーナーは、事務局の支援を行うため、グッドスキルマークの周知、グッドスキルマーク申請者の掘り起こし、種々の質問に対するセンターへの取次ぎ等を行います。

(3) 事務局は、商標等に詳しい有識者等で構成されるグッドスキルマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置・開催します。審査委員会は事務局から提案する申請書類一式に係る審査を行い、その認証の可否について事務局長に対して報告します。事務局長は、審査委員会からの報告を受け、認定または否認を行います。

４．グッドスキルマーク付与の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク付与の対象とします。

① 技能検定職種（126職種）による技能と関係のある製品等であること。

② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること。

③ 製作が手工業的な手法で行われる製品等であること。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合、及びグッドスキルマークの表示自体が困難である役務の提供の場合については対象としないこととします。

なお、製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であることとすることができます。

５．申請書類一式

(1) グッドスキルマークの付与を希望する一級技能士等又は一級技能士等を現に雇用している事業者等（以下「グッドスキルマークの付与を希望する事業者等」という。）は、グッドスキルマーク付与を希望しその旨申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）について申請する場合、別添「グッドスキルマーク認定申請書（様式第１号)」に必要事項を記載のうえ、事務局へ提出することを原則とします。

(2) グッドスキルマークの付与を希望する事業者等は、５．(1)の方法により事務局に申請する際、様式第１号等、以下①～⑤の書類等をすべて提出してください。

① グッドスキルマーク認定申請書（様式第１号）（前述）
② 一級技能士等本人の該当職種の技能検定合格証書の写し
③ ②に係る一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等(グッドスキルマークの付与を希望する事業者等が一級技能士等本人の場合は省略可能)
④ グッドスキルマーク申請製品等の全体が写っている画像１点以上(グッドスキルマーク申請製品等全体の状態が把握できるものであれば、写真、DVD、CD-ROM、USB 等の媒体は問いません)
⑤ ②により証明された一級技能士等が自署した「グッドスキルマーク申告書（様式第２号)」

なお、②及び③は一級技能士等が実在・在籍する旨の確認を行うため、④はグッドスキルマーク申請製品等が実在のものである旨の確認を行うため、⑤は一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であり、かつ、①～④について虚偽の報告ではない旨の確認を行うためにそれぞれ提出していただくものです。

６．募集期間

グッドスキルマークの付与を希望する事業者等は、本募集要項の施行日以降、平成 30 年１月 31 日（消印有効）迄の間であれば、いつでも事務局に対してグッドスキルマーク申請製品等の申請を行うことができます。

７．申請書類一式の提出先

グッドスキルマークの付与を希望する事業者等は、申請書類一式について、以下の事務局宛に郵送にて提出してください。

（グッドスキルマーク事務局（平成 29 年度））
〒160-8327
東京都新宿区西新宿７－５－25　西新宿木村屋ビルディング 11 階
中央技能振興センター　グッドスキルマーク事務局　行
（中央職業能力開発協会　技能振興部技能者育成支援室　事業管理課）
メール：s-umeda@javada.or.jp
電話：03-6758-2856／2897
Ｆａｘ：03-3365-2717

８．グッドスキルマーク認定製品等の認定手順

(1) 事務局は、グッドスキルマークの付与を希望する事業者等から提出された申請書類一式について、グッドスキルマーク申請製品等が４．①～③の要件をすべて満たしていることに疑義が生じる場合等において、必要に応じ、直接、グッドスキルマークの付与を希望する事業者等に対し電話等により情報を収集し、内容の確認を行うこととします。

(2) 事務局は、全国から平成 30 年１月 31 日（消印有効）迄の間に随時提出される申請書類一式について、平成 30 年３月 20 日迄の間に１回以上審査委員会を開催し、審査委員会委員に諮ったうえで、各々のグッドスキルマーク申請製品等に係る認証の可否について報告を受けます。

(3) 事務局は、審査委員会から認証の可否について報告を受けた後、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの付与について、平成 30 年３月 31 日迄の間に認定または否認を行うとともに、グッドスキルマークの付与を認定された事業者等（以下「認定事業者」という。）に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第３号）」（以下「認定通知書」という。）及び「グッドスキルマーク認定証（様式第４号）」を、否認された事業者等に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第５号）」（以下「否認通知書」という。）を、それぞれ送付します。

(4) 別途定められた「グッドスキルマーク使用規程」第３条の規定に基づき、別添「グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第６号)」により、事務局長と認定事業者との間でグッドスキルマーク使用契約を締結します。

(5) 事務局は、全国のグッドスキルマーク認定製品等について整理した別添「グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第７号)」を速やかに作成または更新し、センターが運営・管理を行っているホームページ等において適宜一般開示・公表します。

９．追加認定・認定内容の変更

グッドスキルマーク認定製品等について、新たな商品の開発等により二製品目以降の追加認定申請を行いたい場合や、当初登録した一級技能士等の住所変更や技能検定資格の追加、また、一級技能士等の異動や死去に伴う内容の変更等、追加認定や認定内容の変更を申請される場合は、５．申請書類一式のうち、追加・変更箇所を追記した様式第１号及びその他関係する添付書類等を提出することにより、申請してください（別添様式第１号「記入に当たっての留意事項」参照)。

10. 認定の解除

次の事項のいずれかに該当する場合は、別途審査委員会に諮ったうえでグッドスキルマーク認定製品等の認定を取り消します。

① 認定事業者がグッドスキルマーク事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
② 申請内容に虚偽が判明し、それが悪質と判断された場合
③ 認定事業者本人から、認定取消しの申し出があった場合
④ ①～③以外の事由により、審査委員会、厚生労働省、または事務局が認定取消しに相当する事由があると判断した場合

11. 個人情報の扱い

本事業に基づき事務局等が収集した個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理します。

12. その他

本募集要項の記述だけでは判断ができない事例等が生じた場合につきましては、事務局が審査委員会もしくは厚生労働省またはその両方と協議のうえ、適宜判断または決定することとします。

（別添　様式）

(1) グッドスキルマーク認定申請書（様式第１号）
(2) グッドスキルマーク申告書（様式第２号）
(3) グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第３号）
(4) グッドスキルマーク認定証（様式第４号）
(5) グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第５号）
(6) グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第６号）
(7) グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第７号）

附則　本募集要項は平成 29 年９月　日から施行します。

様式第1号

グッドスキルマーク認定申請書

申請日　平成　年　月　日

一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長　殿

私は下記のとおり、一級技能士等（注1）が製作した製品等に付与するロゴマーク（グッドスキルマーク）について認定申請を行います。なお、公開項目（※印）としたものは、中央技能振興センターが運営・管理するホームページや種々資料等で制度周知のために開示・公表されることを承諾いたします。

*選択項目の場合は、□に✓印又は■を入れてください。

申請種別	□新規　□追加申請　□変更　□登録解除
※認定番号（中央技能振興センター記入欄）	

＜申請する製品等を製作する一級技能士等の情報＞

ふりがな **※氏　名**	姓		名		印	性別	□男　□女
生年月日	西暦　　年　月　日　　〔　　歳〕						
現住所	※（自営の場合、現住所の都道府県名のみ公表（市町村名以降及び電話番号等は非公表）） 〒 電話番号：　　FAX番号： 携帯電話：　　E-mail：						（自営の場合□にチェック） □　自営
勤務先 自営でなく企業に所属する場合のみ記入	名称：						
	※所在地（企業に所属する場合、企業の所在地の都道府県名のみ公表（市町村名以降及び電話番号等は非公表）） 〒 電話番号：　　FAX番号： 携帯電話：　　E-mail：						

※申請する製品等を製作する一級技能士等が所有する技能検定資格（特級・1級・単一等級の種別（注2））

（　）級	（　　）職種	（　　）作業	（　　）年度取得
（　）級	（　　）職種	（　　）作業	（　　）年度取得
（　）級	（　　）職種	（　　）作業	（　　）年度取得

※今回申請する製品等の概要（注3）
今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等

【該当する場合のみ記入】＜一級技能士等と申請者が異なる場合の申請者情報＞（注4）

ふりがな **申請者氏名**	姓		名		印	
公表を希望する事業所情報	※名称：					
	※所在地（企業名で公表する場合、企業の所在地の都道府県名のみ公表（市町村名以降及び電話番号等は非公表）） 〒 電話番号：　　FAX番号： 携帯電話：　　E-mail：					

注1） 一級技能士等とは、特級技能士、一級技能士、または単一等級の技能士を指します。
注2） 資格取得年度は西暦・和暦どちらで記載しても構いません。
一人の技能士等が4職種以上の技能検定職種をお持ちの場合等、記入欄が不足する場合、様式は改変せず別紙を添付してください（重複部分についての再記入は不要です。）。
2級以下の資格の記載は不要です。
注3） 製品等の全体の外観が写った画像は別途提出してください（写真、DVD、CD-ROM、USB等媒体は問いません。）。
（「グッドスキルマークの付与を希望する事業者等の募集要項（平成29年度）」5. (2)④参照）
注4） 申請者が事業主等で上記一級技能士等と異なる場合のみ、今回申請される方の情報を記載してください。
なお、こちらの欄に記載がある場合に限り、中央技能振興センターが運営・管理を行っているホームページ等において開示・公表される様式第7号において、事業所の名称及び所在地の都道府県名が開示・公表されます（記載がない場合は事業所の名称は開示・公表されず、一級技能士等の住所または勤務先の都道府県名のみ開示・公表されます。）。

[記入に当たっての留意事項]

1 記入にあたっては、別添（記入例）を参照してください。
2 申請する製品等の製作過程において複数の一級技能士等が関わっている場合、一級技能士等一人につき一枚の認定申請書を提出してください。
3 「申請種別」については、以下のとおりです。
新　　規：初めて申請される方
追加申請：過去に別の製品等で認定を受けた方（新たな商品開発等により、今回、追加で二製品目目を追加したい方等）
変　　更：前回登録した申請事項（氏名、現住所、勤務先、技能検定職種等）に変更があった方
登録解除：過去に認定を受けた方で今回当該認定の解除を希望する方
☆追加申請、変更、及び登録解除の方は保有する認定番号を記載してください。
4 記載必須項目
新規の方は太枠内は全て記入してください。追加申請、変更、及び登録解除の方は以下の項目は必ず記載してください。
追加申請：「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」「今回申請する製品等の概要」及び「今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等」
変　　更：「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」及びその他の太枠内のうち、変更・修正する箇所
登録解除：「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」
5 本申請書に関する個人情報は、当該事業に係わるものの他には使用いたしません。

様式第２号

一級技能士等が製作した製品等に付与する
ロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長　殿

グッドスキルマーク申告書

私、（　　※1）は、この度、特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）について認定を得られるよう、グッドスキルマーク事務局長宛てに申請しましたが、私が自ら
（　　（　　級）※２）の技能を用いて製作する別添の製品については、その製品の完成までの全ての工程において、私を含めた一級技能士等が一貫して関与して製作した製品であることを申告致します。

※２追加記入欄　　（　　級）

※２追加記入欄　　（　　級）

※２追加記入欄　　（　　級）

平成　　年　　月　　日※３

一級技能士等　技能士氏名　(自署)　　※4

【記載要領】

※１・※４：今回、グッドスキルマークを申請するに際して資格を有している一級技能士等の方の氏名をご記名ください。特に※４につきましては、自署でないものは無効とさせていただきます。一級技能士等の方が複数いらっしゃる場合は、１名につき１枚、申告書を御作成ください。

※２：技能検定 126 職種（平成 29 年度現在）のうち、今回、グッドスキルマークを申請するに際して関係する職種を全てご記入ください。（　　級）には、特級、一級、単一等級のいずれかをご記入ください。今回申請する製品等について、完成までの全工程において関与する一級技能士等検定職種を複数お持ちの方で、記載欄が足りなくなった場合等は、※２追加記入欄にご記入ください。

※３：グッドスキルマーク認定申請書（様式第１号）に記載した申請日付と同日の日付をご記入ください。

＜お問い合わせ先＞
一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク
（グッドスキルマーク）事務局
【平成 29 年度】
〒160-8327
東京都新宿区西新宿７－５－25
西新宿木村屋ビルディング 11 階
中央技能振興センター　グッドスキルマーク事務局
（中央職業能力開発協会　技能振興部
技能者育成支援室　事業管理課）
メール：s-umeda@javada.or.jp
電話：03-6758-2856／2897
Ｆａｘ：03-3365-2717

様式第３号

平成　　年　　月　　日

（申請者氏名）様

一級技能士等が製作した製品等に付与する
ロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長

グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）について、平成　　年　　月　　日付で　　様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等（関連職種：職種番号●●●（職種名）　　（等級）●級）につきまして、認定いたしましたので、通知致します。

認定番号　ロゴ●●－●●－●●●－●●●
（西暦元号）（都道府県）（職種）（通し番号）

なお、実際にグッドスキルマーク申請製品等にグッドスキルマークを印刷・添付・貼付・刻印・掲示等する際には、別冊として添付した「一級技能士ロゴマーク Design Control Manual」に従って処理いただきますよう宜しくお願い致します。

＜お問い合わせ先＞
一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク
（グッドスキルマーク）事務局
【平成 29 年度】
〒160-8327
東京都新宿区西新宿７－５－25
西新宿木村屋ビルディング 11 階
中央技能振興センター　グッドスキルマーク事務局
（中央職業能力開発協会　技能振興部
技能者育成支援室　事業管理課）
メール：s-umeda@javada.or.jp
電話：03-6758-2856／2897
Ｆａｘ：03-3365-2717

（様式第４号）

グッドスキルマーク

認 定 証

認定番号　ロゴ○○－○○－○○○－○○○

○級技能士　（氏名）○○　○○○

貴方が「（職種名）○○○○○（等級）○級」の技能をもって製作している上記認定番号の製品は、以下のグッドスキルマークを表示することが適当である旨を認定いたします。

平成○年○月○日

厚生労働省 人材開発統括官

○○　○○○

一級技能士等が製作した製品等に付与する

ロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長

○○　○○○

様式第５号

平成　　年　　月　　日

（申請者氏名）様

一級技能士等が製作した製品等に付与する
ロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長

グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）について、平成　　年　　月　　日付で　　様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等（関連職種：職種番号●●●（職種名）　　（等級）●級）につきまして、次の否認理由により残念ながら認定に至りませんでしたので通知致します。

なお、今後、否認理由を改善できた際には再度申請頂くなど、引き続き職業能力開発行政に一層の御理解・御協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

【否認理由】

□　一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であると認められなかった。

□　製作が手工業的な手法で行われる製品等と認められなかった。

□　その他（　　）

＜お問い合わせ先＞
一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク
（グッドスキルマーク）事務局
【平成 29 年度】
〒160-8327
東京都新宿区西新宿７－５－25
西新宿木村屋ビルディング 11 階
中央技能振興センター　グッドスキルマーク事務局
（中央職業能力開発協会　技能振興部
技能者育成支援室　事業管理課）
メール：s-umeda@javada.or.jp
電話：03-6758-2856／2897
Ｆａｘ：03-3365-2717

様式第６号

グッドスキルマーク使用契約書（案）

年　　月　　日

一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク（グッドスキルマーク）事務局長　田邊　俊秀（以下「甲」という。）及び　　（以下「乙」という。）は、グッドスキルマーク事業実施要領等の定めるところにより、乙の申請を受けて甲が認定した製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に係る特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に付与するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）の使用に関して、以下のとおり使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

（表）

一　グッドスキルマーク認定番号	ロゴ●●－●●－●●●－●●●
二　関連職種番号・職種名・等級	
三　グッドスキルマーク認定製品等の概要	
四　本契約の有効期間	

（趣旨）

第１条　本契約は、乙がグッドスキルマーク認定製品等にグッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活きた付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とする。

（グッドスキルマーク使用の許諾と譲渡等の禁止）

第２条　甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、グッドスキルマーク認定製品等についてグッドスキルマークの印刷・添付・貼付・刻印・掲示等による使用を許諾する。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるグッドスキルマーク使用権を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（グッドスキルマーク事業実施要領等の遵守義務）

第３条　乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「グッドスキルマーク事業実施要領」、「グッドスキルマーク使用規程」、「一級技能士等関与製品の証明方法」、「グッドスキルマークの付与を希望する事業者等の募集要項（平成 29 年度）」、「一級技能士等ロゴマーク Design Control Manual」等（以下「グッドスキルマーク事業実施要領等」という。）を遵守しなければならない。

２　乙は、乙から出荷されたグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等も同様にグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守するよう配慮しなければならない。

３　乙は、グッドスキルマーク事業実施要領等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守しなければならない。

（グッドスキルマーク及び本契約の有効期間）

第４条　グッドスキルマーク認定製品等に関するグッドスキルマーク付与の有効期間（以下「グッドスキルマーク有効期間」という。）及び本契約の有効期間は、本契約の契約締結日から起算して 10 年間とし、本契約の締結日はグッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書の発信日とする。

（グッドスキルマークの無断使用の禁止）

第５条　乙は、使用許諾を得たグッドスキルマーク認定製品等以外にグッドスキルマークを使用して

はならない。

２　グッドスキルマーク有効期間終了後、乙はグッドスキルマークを使用してはならない。

（グッドスキルマークの不適正使用の禁止）

第６条　グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマーク付与の対象となる製品等の範囲（以下「グッドスキルマーク対象範囲」という。）である、①技能検定職種（126職種）による技能と関係のある製品等であること、②一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること、③製作が手工業的な手法で行われる製品等であること、のいずれかひとつでも満たさないと甲が認める場合、乙は当該グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマークの使用を中止しなければならない。

（不当な表示等の回避）

第７条　乙は、グッドスキルマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他関係法令を遵守するとともに、関係法令に違反する場合、又は消費者に誤解を与えるような表示を行ったと認められる場合には、乙はグッドスキルマークの使用を中止しなければならない。

２　乙は、乙から出荷したグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等が不当又は不適正なグッドスキルマークの表示等をすることのないよう配慮しなければならない。

（事故時の対応）

第８条　グッドスキルマーク認定製品等について事故が発生した場合、乙は甲に対し、その事故の内容及び対策を、当該事故の発生した日から１週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで適時に報告しなければならない。

２ 甲は、グッドスキルマーク認定製品等により発生した事故等により当該事故等に係る被害者等から損害の賠償等を請求された場合、乙に対して当該賠償額の全額又は一部について請求することができる。

（報告徴収・調査・現地監査）

第９条　甲は、グッドスキルマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、グッドスキルマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

２　甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はグッドスキルマーク事業実施要領等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

３　前２項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

（誤使用の場合の是正及び公表）

第 10 条　乙がグッドスキルマークを誤って使用した場合、甲は乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

２　乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がグッドスキルマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、甲自ら公表することができる。

（無断使用及び不適正使用の場合の公表）

第 11 条　乙がグッドスキルマークを無断使用した場合、又はグッドスキルマーク対象範囲をいずれかひとつでも満たさない製品等にグッドスキルマークを使用した場合、甲は乙に対し、当該事案について、乙による自主的な公表を求め、又は、甲自ら公表することができる。

（不正使用通報協力義務）

第 12 条　乙は、第三者がグッドスキルマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、製品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第 13 条　乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する何らの通知・催告を要することなく、直ちに全部又は一部のグッドスキルマーク認定製品等の認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、これにより甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

一　グッドスキルマーク認定製品等についてグッドスキルマーク対象範囲のいずれかひとつでも満たさないと甲が認めるとき

二　グッドスキルマーク事業実施要領等の不遵守、グッドスキルマークの誤使用時に甲からの是正要求に従わない場合、グッドスキルマークの無断使用、グッドスキルマークの不適正使用等があったとき

三　本契約に定める報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき

四　甲の許諾なくグッドスキルマークと類似と判断されるマークを使用したとき

五　甲に提出した「グッドスキルマーク認定申請書」（様式第１号）等、申請書類一式その他の書類の記載に虚偽があることが判明したとき

六　不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどグッドスキルマークの信用を傷つけたとき

七　会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき

八　手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき

九　前各号に準ずる事由が発生したとき

一〇　その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

（情報の取扱い等）

第 14 条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはグッドスキルマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、グッドスキルマーク事業の普及・啓発のため、甲は、グッドスキルマーク認定製品等に関する認定番号、認定年月日、認定製品等に対応する職種名（職種番号、等級を含む）、一級技能士等の氏名及び所在地（都道府県名）、製作事業所名及び所在地（都道府県名）、並びに認定製品等の概要について、甲が運営・管理するホームページ等で広く一般に公表することとする。

２　甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した、個人情報の保護に関する法律第２条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

（協議）

第 15 条　本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各１通を保有するものとする。

甲　東京都新宿区西新宿７－５－２５
西新宿木村屋ビルディング１１階　中央技能振興センター内
一級技能士等が製作した製品等に付与するロゴマーク
（グッドマークスキル）事務局長　　田邊　俊秀

乙　所在地
団体名等
代表者名

様式第７号

グッドスキルマーク認定製品等台帳（記載例）

認定番号 西暦元号 県番号 職種 通し番号	認定年月日	有効期限	認定製品等に対応する職種			一級技能士等の氏名		都道府県名（※2）	製作事業所名	認定製品等の概要	備考
			職種番号（※1）	職種名	等級	姓	名				
ロゴ17 -13 -072 -001	平成29年10月31日	平成39年10月30日	72	菓子製造	1級	梅田（うめだ）	梅之助（うめのすけ）	東京都	(株)若年技能者人材育成社	和菓子（餅菓子及び焼き菓子）	
ロゴ17 -01 -073 -002	平成29年10月31日	平成39年10月30日	73	製麺	単一等級	竹田（たけだ）	松之助（まつのすけ）	北海道	ー	手延べ干し麺製造作業による干し麺（うどん）	
ロゴ17 -27 -055 -003	平成29年10月31日	平成39年10月30日	55	紳士服製造	特級	物作（ものづくり）	太郎（たろう）	大阪府	ものづくり(株)	紳士注文服製作作業による高級紳士服	
					1級	中央（ちゅうおう）	花子（はなこ）				

（※1）職業能力開発促進法施行規則別表第13の3の3において規定される検定職種順に付与したもの
（※2）申請した一級技能士等の住所または当該一級技能士等が所属する事業所所在地の都道府県名